

契 約 書 （ 案 ）

- 1 物件名 不用となった鉄くず及びアルミくずの売却
- 2 数量 別紙「売却予定数量表」のとおり
- 3 契約単価 (1Kg 当たり) 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。
- 4 物件所在場所 別紙のとおり
- 5 契約保証金

売渡人愛知県（以下「甲」という。）と買取人（以下「乙」という。）との間において、上記物件の売買について別添条項により契約を締結する。

この契約の証として本書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ 1 通を保管する。

令和 年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸二丁目 1 番 1 号
愛知県
代表者 愛知県警察本部長 佐藤 隆司

乙

(権利義務の譲渡等)

第1条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。

(物件の引渡し、搬出及び保管責任)

第2条 売買物件の引渡しは契約締結後から令和8年11月30日までの間に物件所在場所において行うものとする。

2 乙は、物件の引渡しを受けたときは、同期間内に搬出するものとし、搬出に要する経費は一切乙の負担とする。

3 前項の物件の搬出その他作業は全て甲の指示に従って行う。

4 物件引渡し後は、甲は当該物件の保管責任を負わないものとする。

(数量の確定)

第3条 売却数量の確定は、売却物件を引き渡した当日に、検量所で計測した数量で確定することとし、乙は、検量した数量が確認できる書面(検量票)と別紙様式の物件受領書を甲に提出するものとする。

2 乙は、物件の引渡しを受けた後は、品質・数量に違算があることを発見しても異議の申し立てをしない。

3 乙は、甲が指定する売却品を全て受理するものとし、一部を拒否することはできない。

(売買代金の決定)

第4条 売買代金は、売買数量を確定した後、契約単価を乗じて決定するものとする。

(代金の支払)

第5条 乙は、甲の発行する納入通知書により、指定期日までに売買代金を納入するものとする。

(用途の条件等)

第6条 乙は、契約物件にかかる用途の条件については次のとおりとする。

(1) 本契約により処分するもの等が発生した場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等に基づいて適正に処理する。

(2) 別添仕様書に基づき処理等を行うものとする。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じて、甲は、その責を負わないものとする。

(1) この契約の条項に違反したとき。

(2) 契約の履行を遅延し、又は物件を粗雑にし、品質数量に関し不正な行為があったとき。

(3) 甲の行う物件の検査等に際し、係員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたと

き。

- (4) 期限内に契約を履行する見込みがないと認められたとき。
 - (5) 契約解除の申立てをしたとき。
 - (6) 所定の日時までに契約保証金を納付しないとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、契約単価に予定数量を乗じて得た金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 前項の規定により契約が解除された場合。ただし、前項第 2 号又は第 4 号に掲げる事項が、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
 - (2) 乙がその契約の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって履行不能となった場合。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第 2 項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。（談合その他不正行為に係る解除）
- 第 8 条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じて、甲は、その責を負わないものとする。
- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）及び第 7 条の 9 第 1 項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により

取り消された場合を含む。)

- (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして独占禁止法第 8 条の 4 第 1 項の規定による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
 - (4) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
 - (5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 前条第 2 項及び第 4 項の規定は、前 2 項により契約を解除した場合に、これを準用する。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払）

第 9 条 乙は、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約単価に予定数量を乗じて得た金額の 10 分の 2 に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第 1 項第 1 号から第 3 号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前条第 1 項第 4 号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約単価に予定数量を乗じて得た金額の 10 分の 3 に相当する額を支払わなければならない。
- (1) 前条第 1 項第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 3 の規定の適用があるとき。
 - (2) 前条第 1 項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（暴力団等排除に係る解除）

第 10 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
 - (2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (5) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
- 3 甲は、第 1 項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。
- （労働者の使用制限）

第 11 条 乙は、乙又は乙に委託された者が請負業務を履行するために使用する労働者について、あらかじめ、甲の定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更するときも同様とする。

- 2 甲は、前項の規定による通知があつた労働者が次の各号のいずれかの者に該当すると認められるときには、乙に対し、請負業務に従事させないことその他必要な措置を執るべきことを請求することができる。
- (1) 暴力団員等
 - (2) 暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
 - (3) 暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持

運営に協力し、又は関与している者

(4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(5) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者

3 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を執ることを決定し、その結果について請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。

4 甲は、第 2 項の請求をした場合において、乙が正当な理由なく当該請求に従わなかったときは、この契約を解除することができるものとし、このために乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。

5 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

(妨害等に対する報告義務等)

第 12 条 乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(秘密の保持)

第 13 条 乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはいけない。

(愛知県財務規則の準用)

第 14 条 この契約の条項に定めるもののほかは、愛知県財務規則の定めるところによる。

(紛争の処理)

第 15 条 この契約履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解決を図るものとする。

(協議)

第 16 条 この契約書及び愛知県財務規則に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に決定する。